

他法令等における協働・協議会等の事例

ピンク ⇒協議会が計画等を作成／緑⇒計画等は実施主体が作成。協議会の意見を聴き実施主体はそれを尊重／紫⇒実施主体、協議会等と一緒に計画等を作成。

法律名	所管省庁	協議会の有無	全体ビジョン・計画等の策定	協働の仕組み
エコツーリズム推進法	環境省 国交省 農水省 文科省	エコツーリズム推進協議会	エコツーリズム推進全体構想(協議会はマスト)	市町村が協議会を組織 特定事業者(観光関係事業者)が協議会の組織化について提案することができる。 協議会の役割は、全体構想作成と取組の連絡調整 協議会で作成した全体構想について、市町村が申請を行い、主務大臣が認定 全体構想の実施者は協議会構成員 市町村は、全体構想に基づき、特定自然観光資源を指定(汚損・損傷等の禁止、利用者数の制限が可能)
自然再生推進法	環境省 国交省 農水省	自然再生推進協議会	自然再生全体構想(協議会はマスト)	実施者が協議会を組織 協議会の役割は全体構想作成、各実施者により策定される各事業実施計画案の協議、連絡調整 実施者は全体構想と整合性がとれた、協議会に協議した結果を反映した事業実施計画を作成し、全体構想とともに、主務大臣及び都道府県知事に送付する。
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	環境省	環境教育等推進協議会	行動計画(協議会は出来る規定)	法律において、「協働取組の推進」を規定。 都道府県及び市町村が行動計画を作成。計画において協働取組の推進に関する事項を記載。 都道府県及び市町村は、行動計画作成に際し、協議会を設置することができ、協議会構成員は協議が整った場合はその内容を尊重しなければならない。
地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	環境省	地域連携保全活動協議会	地域連携保全活動計画(協議会は出来る規定)	市町村が地域連携保全活動計画を策定。 地域連携保全活動計画は環境大臣、都道府県知事の同意が必要。計画実施者は市町村及び地域のNPO法人。 さらに、市町村は、協議会を設置した場合は、計画の協議が必要とされており、協議が整った場合は、その協議会構成員はその結果を尊重しなければならない。
景観法	国交省	景観協議会	景観計画(協議会は出来る規定)	景観行政団体(都道府県等)は、景観計画を策定する際は、各種計画との整合性を図るとともに、公聴会の開催、市町村都市計画審議会等により幅広く意見を聴くこととされている。 さらに、景観行政団体は、協議会を開催し、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことができる。 協議会構成員は協議が整った場合はその内容を尊重しなければならない。 ※協議会協議事項は景観計画ではない。
河川法	国交省	流域委員会	河川整備計画(委員会の規定は法律上ない。)	河川管理者は、河川水系ごとに「20～30年先の川」のありようを描く「河川整備計画」を策定。 河川整備計画の立案に当たって、必要があると認める時は、『公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない』と法律上定められている。 ※この規定に基づき流域委員会が設置される例が多い。
都市計画法	国交省	—	都市計画マスタープラン 都市計画	都道府県又は市町村が都市計画を策定 立案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、『公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする』と法律上定められている。
地域管理経営計画(赤谷の森)	林野庁	赤谷プロジェクト地域協議会	地域管理経営計画(協議会の規定は法律上の規定はない。)	国有林が地域管理経営計画を策定する際に、協議会、日本自然保護協会と協議し、結果を反映の上、策定。 将来のあるべき森林の姿等を記載。 他地域では、赤谷の森のように、計画の初期段階から、住民等の意見を聴くことはないが、近年、意見交換会や説明会を開催している例が多い。

(メモ)協議会と国は別組織という位置付けが多い。